

奈良県警察本部告示第71号

令和3年5月奈良県警察本部告示第30号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、令和5年1月4日から適用する。

令和4年12月20日

奈良県警察本部長 安枝 亮

1の表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項中

「
第8条第1項

「
」
を

「
第8条第1項
第8条の5第1項

に改め、同表警備業法（昭和47年

法律第117号）の項中

「
第10条第1項

を

「
第9条
第10条第1項

に改め、同表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3

年国家公安委員会規則第4号）の項の次に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成
13年法律第57号）

第8条第1項

4の(1)の表道路交通法施行規則の項中

「
第8条第1項
」

を

「
第8条
第8条
」

第1項

の5第1項

に改め、同表警備業法の項中

「
第10条第1項
」

を

「
第9条
第10条第1項
」

に改め、同表暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律施行規則の項の次に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第8条第1項
-----------------------	--------

4の(2)の表道路交通法施行規則の項中

「
第8条第1項
」

を

「
第8条
第8条
」

第1項

の5第1項

に改め、同表警備業法の項中

「
第10条第1項
」

を

「
」

第9条
第10条第1項

に改め、同表暴力団員による不当な行為の防止等に関

」

する法律施行規則の項の次に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第8条第1項
-----------------------	--------